

○加西市ブランドコンセプト「イーナカサイ」ロゴマーク使用規約

(趣旨)

第1条 本規約は、加西市ブランドコンセプト「イーナカサイ」ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(ロゴマーク)

第2条 ロゴマークは、別紙に掲げるものとする。

(事務局)

第3条 ロゴマークの管理に係る事務局は、加西市地域振興部きてみて住んで課（以下「事務局」という。）とする。

(ロゴマークを使用できる者)

第4条 ロゴマークは、その趣旨を理解し、加西市のシティプロモーションに協力する者が使用することができる。

2 第1項に掲げるものは、ロゴマークを無償で使用することができる。

(ロゴマークの取得)

第5条 使用者は、加西市ホームページからロゴマークをダウンロードすることができる。

2 取得したロゴマークは事務局の許可なく他者へ提供してはならない。

(使用の管理等)

第6条 事務局は、使用者に対し、ロゴマークの使用状況について報告を求め、又はロゴマークを使用した資料や物品等の提出を求めることができる。

(使用にあたっての禁止事項)

第7条 ロゴマークの使用にあたり、以下に掲げる事項を禁止する。

- (1) 事務局の許可なくデザインを改変して使用すること。ただし、縦横比を維持したままの拡大縮小および白黒化を除く。
 - (2) 法令や公序良俗に反すると認められる方法で使用すること
 - (3) 使用者が提供する物品やサービス等の品質・安全性を保証し、又は保証すると誤認させるような方法で使用すること
 - (4) 不当な利益等を得るおそれがあると認められる方法で使用すること
 - (5) ロゴマークを主とする商品に使用すること。ただし、事務局が承認した場合を除く。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、加西市シティプロモーションの趣旨に反し、又は品位が損なわれる恐れがあると認められるような方法で使用すること
- 2 使用者が前項の規定に違反した場合、又は違反している疑いがある場合、事務局は使用者に対し是正の指示を行うことができる。
- 3 使用者が前条に規定する求め又は前項に規定する指示に応じない場合、事務局は使用者に対し、ロゴマークの使用の停止を命じることができる。

(ロゴマークに係る権利)

第8条 ロゴマークに関する一切の権利は、加西市に帰属する。

(事故、苦情等の処理)

第9条 ロゴマークを使用した活動等に関する事故・苦情等が発生した場合は、使用者が自己の責任の下に必要な措置を講ずるものとし、事務局は使用者に生じる一切の損害について責任を負わないものとする。

(規約の改訂)

第10条 本規約は、事前の通知なく、必要に応じて改訂される場合がある。

2 使用済みのロゴマークに対しても、改訂後の規約が適用されるものとする。

附 則

この規約は、平成30年3月16日から施行する。

附 則

この規約は、平成30年4月1日から施行する。

別表

イーナ カサイ	おでかけ イーナ カサイ	しごと イーナ カサイ	安心 イーナ カサイ
学んで イーナ カサイ	観光 イーナ カサイ	健幸 イーナ カサイ	健康 イーナ カサイ
元気 イーナ カサイ	子育て イーナ カサイ	自然 イーナ カサイ	住んで イーナ カサイ
乗って イーナ カサイ	食べて イーナ カサイ	農業 イーナ カサイ	暮らし イーナ カサイ
北条鉄道 イーナ カサイ	未来 イーナ カサイ	遊んで イーナ カサイ	歴史 イーナ カサイ